

県産材住宅建築促進事業Q & A（第1版）

平成27年4月1日

（対象住宅について）

Q1：別荘等のセカンドハウスは対象となりますか。

A：

自らが常時居住する住宅を支援対象と考えており、別荘等のセカンドハウスは対象外です。

また、建売住宅も対象外です。

Q2：店舗兼住宅、事務所兼住宅は支援対象になりますか。

A：

工事契約上、住宅部分を分けられる場合は、住宅部分のみ支援対象になります。

Q3：どのような場合であっても、自らが居住するための住宅以外は支援対象外ですか（例えば、子世帯が居住するための住宅を親世帯が建築する場合などはどうですか）。

A：

基本的に自らが居住するための住宅が対象ですが、例外的に支援対象になる場合がありますので個別にご相談ください。

Q4：個人の大工が自ら居住するための住宅を建築する場合は、支援対象になりますか。

A：

平成27年4月1日以降に建築工事に着手したことが明確であれば、支援対象になります。

Q 5 : 県外に建築される住宅は支援対象になりますか。

A :

県内の製材工場で製造された「三重の木」認証材等を基準以上使用する住宅であれば、支援対象になります。

Q 6 : 県産内装材等活用住宅支援（内装材等タイプ）について、自らが所有し、居住するマンションのリフォームを行う場合は支援対象になりますか。

A :

支援対象になります。

なお、賃貸マンションの場合は対象外です。

Q 7 : 県産内装材等活用住宅支援（内装材等タイプ）について、ウッドデッキやガレージ、カーポートは支援対象になりますか。

A :

住宅と一体となったものであれば支援対象になる場合がありますので、個別にご相談ください。

なお、居住用以外で独立して建築等するものについては、対象外です。

Q 8 : 県産内装材等活用住宅支援（内装材等タイプ）について、子ども部屋等の離れは支援対象になりますか。

A :

自ら又は家族が居住するためのもので「三重の木」認証材等を基準以上使用する場合であれば支援対象になります。

Q 9 : 「認証建築業者が施工する住宅、又は認証建築事務所が設計及び工事監理する住宅」であることが条件になっていますが、どの時点で認証建築業者等になっていれば支援対象になりますか。

A :

工事請負契約を締結する時点から竣工までの間、認証建築業者等になっていれば支援対象になります。

Q10: 3月31日以前に工事請負契約を締結している住宅について、4月1日以降に変更契約を締結し、「三重の木」認証材等を使用する場合は支援対象になりますか。

A :

変更契約によって追加使用される「三重の木」認証材等の量が、事業区分ごとに次の①～③を満たすことが明確に確認でき、その他の要件を満たす場合であれば支援対象になります。

①「構造材等一般タイプ」を利用する場合

「三重の木」認証材等を指定構造材で12m³以上追加使用すること

②「横架材タイプ」を利用する場合

「三重の木」認証材等を指定構造材で12m³以上追加使用し、かつ指定横架材で6m³以上追加使用すること

③「内装材等タイプ」を利用する場合

「三重の木」認証材等を指定内装材等で20m²以上追加使用すること

なお、「構造材一般タイプ」又は「横架材タイプ」について、変更契約による追加使用の場合は、使用率の規定（「60%以上」、「100%」）は適用できません。

また、「内装材等タイプ」の支援対象面積は追加使用された部分の面積になります。

(認定基準について)

Q11：県外で製材された「三重の木」認証材等を使用する場合であっても、支援対象になりますか。

A：

支援対象にはなりません。

本事業の支援対象は、県内の製材工場で製造された「三重の木」認証材等を基準以上使用する住宅に限ります。

Q12：「原則として、通し柱、管柱、土台は、「三重の木」認証材等を１００％使用する。」という基準がありますが、どのような場合に１００％に満たなくても認められるのでしょうか。

A：

床柱や大黒柱など特殊なものを用いる場合で、「三重の木」認証材等を使用できないと判断できる場合に限り認められます。

Q13：横架材タイプの認定基準に「『三重の木』認証材等を使用できない特殊なものは除く」とありますが、どのような場合が特殊なものに該当しますか。

A：

丸太をそのまま梁に用いる場合などが特殊なものに該当しますが、具体的には個別にご相談ください。

Q14：1階が店舗、2階が住宅となる店舗兼住宅の場合、土台の数量は「三重の木」認証材等の使用量に含めることができますか。

A：

上記質問例の場合には、土台の数量は「三重の木」認証材等の使用量に含めることはできません。

「三重の木」認証材等の使用量に含めることができるか判断が難しい場合は、個別にご相談ください。

Q15：内装材等タイプの「三重の木」認証材等の使用量について、重ね張りしている場合の使用量はどのように算出すべきでしょうか。

A：

内装材等タイプの「三重の木」認証材等の使用量は、竣工時に表面に表れる部分の面積としてください。

(他の補助金との重複について)

Q16：住宅建築等に対する国の補助金等との重複受給はできますか。

A：

地域材の利用促進を目的とした国の補助金等との併用はできません。

また、同一の部材を補助対象とした国の補助金等との併用もできません。

Q17：住宅建築等に対する市町等の単独財源の補助金等との重複受給はできますか。

A：

国の財源を含まない市町等の単独財源の補助金等（「みえ森と緑の県民税」の市町交付金を財源とするものを含む）については、市町等の判断によります。

Q18：国土交通省の「省エネ住宅ポイント制度」との重複受給はできますか。

A：

Q16 のとおり、双方の事業で同一の部材が補助対象になっていない場合であれば、併用は可能です。

Q19：国土交通省の「地域型住宅ブランド化事業」との重複受給はできますか。

A：

①「構造材一般タイプ」、「横架材タイプ」を利用する場合

地域型住宅ブランド化事業の「地域材利用に関する掛かり増し費用に対する補助」を加算していない場合であり、Q16 のとおり、双方の事業で同一の部材が補助対象になっていない場合であれば、併用は可能です。

②「内装材等タイプ」を利用する場合

地域型住宅ブランド化事業の補助対象工事費より、本事業の対象となる部分の材料費を除くことにより、双方の事業で同一の部材が補助対象になっていない場合であれば、併用は可能です。

(補助金申請について)

Q20：「建築確認申請」を連名で申請しています。その際、交付申請書の申請者欄は、どのように記入すればよろしいでしょうか。

A：

当該補助金の申請及び請求に関する委任状を添付のうえ、交付申請書の申請者欄には代表者名を記載してください。なお、申請者と振込口座名義人が異なるときにも委任状の提出が必要となります。

Q21 : 資格確認申請書を提出する時点で、補助要件である「三重の木」認証材等の使用量を確認するために必要な納品書を添付することができない場合は、どうすればよいでしょうか。

A :

納品書に替えて、「三重の木」認証材等の数量が確認できる様式の発注書もしくは見積書を添付し、後日納品書を提出してください。

※提出書類の全てが揃い、手続きが完了した後に資格確認書を発行します。

Q22 : 交付申請書及び資格確認申請書に添付する「工事請負契約書の写し」について、すべてのページの写しが必要ですか。

A :

最低限、契約日と「三重の木」認証材等の購入価格（申請者（施主）の方が購入する時点の価格）が分かる部分の写しを提出してください。

工事請負契約書に「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分がない場合、「三重の木」認証材等の購入価格が分かる資料を別途提出してください。

Q23 : 工事請負契約書の「三重の木」認証材等の購入価格が分かる部分について、部材ごとの内訳まで必要でしょうか。

A :

最低限、「三重の木」認証材等の購入価格の合計が分かるものを提出してください。

Q24 : 交付申請書の提出先は県になっていますが、県のどの部署に提出すればよいでしょうか。

A :

交付申請書の提出先は下記のとおりです。

三重県庁 農林水産部 森林・林業経営課 木材利用推進班（県庁6階）
（TEL：059-224-2565）

（現地調査について）

Q25 : 「構造材一般タイプ」と「横架材タイプ」の現地調査の時期は、「上棟日以降で住宅の構造部材が確認できる期間」と聞いています。しかし、現場の状況により、棟上げ前に床の施工を予定しています。この場合、大引きが一部確認できるよう施工してあれば調査は可能でしょうか。

A :

「構造材一般タイプ」と「横架材タイプ」の現地調査は住宅の構造部材が確認できる期間に行いますが、施工の都合上確認できない部材については、事前に撮影した施工状況写真を現地調査当日に提出してください。

（その他）

Q26 : 「県産材モニター」として協力することが条件になっていますが、支援対象住宅においては、構造見学会等を必ず開催すべきでしょうか。

A :

県産材の利用促進を図るという観点で、可能な限り構造見学会や完成見学会を開催していただきたいと思いますと考えますが、構造見学会等の開催は必須ではありません。

Q27：募集枠の残数はどのようにして確認できますか。

A：

募集枠残数の目安となる申請状況を県ホームページで公開する予定です。

Q28：申請書類の原本等はいつまで保管すべきでしょうか。

A：

補助金の交付を受けた方は、この補助金の申請書類及び証拠書類を平成33年3月末まで保管してください。